

しがの

住民と自治

21世紀を地方自治の時代に

毎月15日発行 100円(会員は会費に含まれています) 1994年(平成6年)10月17日第三種郵便許可

第346号 2020年5月15日発行

滋賀自治体問題研究所

発行人・理事長 高橋 進 編集責任 常任理事会

〒520-0051 大津市梅林1-3-30こうぜんビル1F

TEL/FAX 077-527-5645

E-mail shigajichiken2009@yahoo.co.jp

ブログ <http://shigajichiken.cocolog-nifty.com/blog/>

5月号の内容 新型コロナウイルス対策特集

新型コロナ危機打開を 滋商連・民商の取り組み	1
滋賀県の第2次補正予算について	5
コロナ禍における滋賀の教育問題	6
新型コロナにおける労働運動の課題	8
新型コロナウイルス感染症対策と滋賀県の社会福祉の現状	9
新型コロナウイルスへの対応～自治体労働組合の視点から～	10
【資料】 新型コロナウイルス 県市町の対応状況	12

新型コロナ危機打開を 滋商連・民商の取り組み

滋商連(滋賀県商工団体連合会)・民商(民主商工会)では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響調査を行い、その結果をもとに、新型コロナ問題に関する申し入れを知事や各市町長に行うとともに、商店街への激励訪問や会員への激励電話、学習や宣伝活動等の取り組みを通して、中小商工業者の営業と暮らしを守る活動を懸命に行っています。同会の資料をもとに常任理事の山口剛がその取り組みをまとめました。

<県内での影響調査から>

大津市

◆滋賀県映画センター：3月に予定していた上映会がすべて中止になりました。

学校で4校、行政で3か所、民主団体で1か所です。新年度の見通しも立たず不安です。早期の対策を希望します(補償と融資など)。

高島市

◆スナック：3月に入り、客がストップした。生活できない

◆食料品卸：道の駅にマグロの納入。通常

2本のところ1本でと言われた。道の駅では年配のお客が減っているようだ。

◆鯖寿司製造販売・飲食：従業員が、同居している息子から「店に行くと、コロナがうつる。コロナに殺されるから仕事に行くな」と言って働きに出るのを許さないとわれ、2月途中から休んでいる。人手が足らなく、食事の提供ができなくなった。鯖寿司の売り上げはやや減。

彦根市

◆宿泊業：春休みの予約の9割以上がキャ

ンセルになった。学校のスポーツ関連の団体売上が、収入に高い比率を占めるので、早く回復してほしい。昨年の韓国との関係悪化もある中、観光客の宿泊が減っている現在、コロナによる打撃は大きい。(部屋数は50部屋程度)

- ◆パブ：通常の2割～3割に、客数・収入とも減っている。

長浜市

- ◆化粧品販売：昨年秋増税前に買いだめされたお客様が何人かいた。商売は厳しい。新型コロナで小中学生の親御さん(お母さん)には気持ち的にも余裕がないように思われ、化粧品販売は相当な痛手を負っている。

早く終息して落ち着いてゆったり余裕のある生活に戻りたい、安心して健康な生活が出来るようにわかりやすい政策や正確な情報を伝えてほしい。

- ◆大工：コロナの影響だけでなく消費税もきつい。消費税を見直してほしい。
- ◆居酒屋：会社関係はすべてキャンセル。個人も予約分や4～5人以上はキャンセル続き。税金を納めるどころではない。
- ◆スナック：コロナで客足ピタッと止まった。それでも従業員には来てもらって、払うべきものは払っているがいつまで続けられるか。
- ◆建築業：新型コロナでマスク、トイレトーパー、キッチンペーパー、消毒液が全く手に入らなくなった。消費税も上がった今、日用品が8%の時に買っていた商品より値段が安い物を買うようになった。TVで議員の方がマスクを高額な値段で売っていたとニュースで見た。一般人の弱いところをついたやり方に怒りがこみあげた。子どもが学校に行けず家などで居るのが分かっている今、不審者が訪

ねてこないか毎日心配だ。在宅できる親ばかりではなく。学童も手続きしている人ばかりではないので、何かあってからではダメなので、一早く何らかの対策をしてもらいたい。

- ◆居酒屋：駅前や黒壁(観光地の商店街)周辺の客もすっかり減ってしまった。家賃が毎月20万円、従業員の給料も何としても保障しなければならない。早く終息してくれないといつまでもつか不安。
- ◆新聞販売店：コロナ感染拡大で、広告折り込みがピタッとなくなった。政策金融公庫にて借り換えできないか相談したい。
- ◆運送：部品が入らず新築工事ストップで関連レンタルも注文ストップ。配送の仕事もヒマに。収入に不安。
- ◆設計・建築請負：建築は大手メーカーの独壇場！リフォームも大手ハウスメーカー、受注が困難。たまにあっても消費税10%が重く見送られることも多い。生活ができないどうすれば暮らせるのか？政治家はどこを見ているのか？ここでコロナ追い打ちだ。国はもちろん県も市ももっと我々底辺(庶民)の人間の生活を上からじゃなくへりくだって(同じ目線から)見てほしい。私たちの苦しい中から出ている税金で飯を食うなら公務員としてしるべし。

甲賀市

- ◆美容(エステ)：京都と滋賀(草津)に店あるけど。草津の店の近所でコロナ感染が発生。従業員が心配なので出勤したくないと、京都でもキャンセルが続出。このままでは廃業の可能性も、雇用調整助成金とセーフティネット融資借りる予定。

湖東民商

- ◆理髪：お客と従業員の感染防止のために先週から顔そりをやめて対応している。

- ◆製造：4月のキャンセルを取り返すため、5月6月の先の受注分をやって収入確保している。この先が不透明で不安。
 - ◆アパート経営：入居者の家賃はこの先入ってこない恐れがあるが、その場合でも当面は仲介業者が保証してくれることになっている。
 - ◆昼間は近くのビジネスホテルでパートをしているが、宿泊客が激減してシフト交代で休んでいる。
 - ◆屋根工事：今のところ仕事はあるが遅れて影響が出てくると思う。ハウスメーカーさんの仕事をしている人は、仕事がなくなってきたと聞いている。
 - ◆大工：コンパネが品薄になってきた。
 - ◆居酒屋：自粛でお客が来ない。店は続けるが会費が払えないので退会したい。
 - ◆飲食・夜だけでなくお昼のお客も激減。：のままであっても3か月
 - ◆居酒屋：セーフティネット融資を申し込みたい
 - ◆塗装：セーフティネットで1000万円申し込んだ。銀行員が一生懸命動いてくれている。
 - ◆飲食：夜のお客が来ないので、昼間の仕事を探している。
 - ◆スナック：会社から夜は出歩くなと言われてきているのか団体客が来ない。
 - ◆美容院：お客は地域の高齢者が多い。3割減少、非常事態宣言が出てさらに減少すると思う。このまま営業続けていいのかとご近所にも気をつかう。1人10万円はありがたいけど焼け石に水。休業補償してほしい。
 - ◆美容院：ほんまにひどい。毎日店を開けていても閉店まで誰も来ない日も多くなってきた。今は何とかしのいでいるけど融資の相談に行きたい。
 - ◆工務店：3月で仕事が止まってしまった。この先の仕事も施主や元受けからキャンセル。全く見通しがたたない。
 - ◆製造：月、4月分の「雇用調整助成金」申請したい。
 - ◆設備：最悪の状態になる前に融資を受けたい。
 - ◆架線工事：もう資金繰りが回らない、事務所に相談に行きます。
 - ◆ガス配送：飲食店への配送は激減したが、個人宅の配送が在宅ワーク、休校で激増。
- 草津甲賀民商**
- ◆エステ：コロナの影響でお客が激減、ブライダルもキャンセル続出。セーフティネット融資を申し込みたい。従業員もいるので雇用調整助成金も。
 - ◆土産屋：観光バスが激減。1日の売り上げが1万円行かない。固定費の支払い、従業員の給料が...大変。公庫の申し込み希望。
 - ◆防水業：4月1日から仕事激減。前年同月比60%減少、いつまで続くのか...セーフティネット申し込みたい。
- 大津・高島民商**
- ◆建築：受注が減ってきて、先行きが心配。
 - ◆飲食関係：店内飲食やめて店頭販売だけにしている。観光客が減ってきた。
- 長浜民商**
- ◆ショットバー：昨年4月に開業。これからというときにコロナ危機。申告もできていなかったので民商に相談して対応。給付金や融資にも挑戦したい。
 - ◆スナック：経営継続のために家賃減額の嘆願を家主に交渉したい。同じビルの8軒を代表して交渉に。
 - ◆建築：子供が学校に行けず、家などにいるのがわかっている今、不審者が訪ねてこないか毎日心配。
- 県連**

- ◆理容、駐輪場経営：理容業の方は売上6割減、駐輪場に至っては9割の減少。給付金や休業補償などはもらえないのか？融資制度についても教えてほしい。

<申し入れ活動>

★3月24日、東近江市に申し入れと懇談

市内業者の実態把握については、商工会議所や商工会にお願いをし、現在30件ほどの相談が寄せられているとのこと。参加者から「この数字を市としてはどう見ておられるのか？いま実態把握を十分に行わなければ、必要な施策が打ち出せないのでは」との声も出されました。等にもっとイニシアチブをもってほしい」等の意見も出されました。

★3月26日、県・商工政策課に申し入れ

昨年10月の消費税増税が強行され、景気悪化を受けて大変な時に、コロナ問題は追い打ちをかけるものになったと、7項目の要望書と各民商で会員などから聞き取った声(消費税やコロナでの影響)を提出し、要望を伝えた。

県内業者の実態把握については「2月議会で補正予算が通ったので600業者からの回答をめざす」と回答。参加者からは、「県内企業・業者数は3万6千軒あるのに、少なすぎる」との指摘も。また県として思い切った給付制度の創設等、地域経済が活性化する施策の打ち出しを求める声に対しては、補正予算で50万円を上限に「人材育成・雇用確保・IT対策」への補助金制度を創設したいとのことでしたが、詳細についてはこれからとのこと、スピード感を持った対応をと求めた。またセーフティネット融資に対しても県として金利や信用保証料への補助を求めたところ、県として初めて信

用保証料を県が全額負担する」とのことでした。(4月から6月申し込み分について)。参加者からは、融資を借りたくてもハードルが高すぎて困っているとの声が出され、業者の置かれた厳しい状況を訴えた。

★4月9日大津・高島民商が大津市に申し入れ

セーフティネット融資の認定書申請は、週に100件ほど申請が出ている。市としての独自の施策に関しては、現在はまだ考えていないとのことでした。

★その他、4月3日に近江八幡市で懇談。4月10日には、草津甲賀民商が湖南市に谷畑市長に対して懇談、21日には、湖東民商が日野町に、藤沢町長が対応予定で行われている。

<新型コロナウイルス感染防止対策についての知事要請>

4月13日、滋商連・民商も参加する「明るい滋賀県政の会」が新型コロナウイルスの感染が急速に広がるなか、政府が緊急事態宣言を発令し、滋賀県でも県民の不安が急速に高まっていることを受けて、緊急に知事に対策について要請を行うことになった。短時間だったが、知事に直接面談し、①県内商工業者の実態把握、②県として思い切った給付制度の創設等、③地域経済が活性化する施策の打ち出し、④納税困難な納税者に対して納税緩和措置の積極的適用、⑤新型コロナウイルス感染症にかかった国保加入者への傷病手当の支給を国の財政支援を生かして行うこと、⑥政策公庫の特別貸付の据置期間最長5年間に合わせて、自治体の制度融資も最長5年にすること、⑦金利、信用保証料への補助を行い、実質負担ゼロにすること、⑧国に対して思い切った財政

支援を行うように求めること、⑨国に対して消費税率の引き下げを求めることなどを要請した。

＜商店街激励訪問・なかまち商店街＞

3月29日大津・高島民商は、コロナ問題で地域の業者の声を聞き、セーフティネット融資や雇用調整助成金などの制度を活用して商売を続けるために頑張ろうと地元商店街を激励訪問した。

＜消費税5%へ引き下げて景気回復をコロナにつぶされてたまるか自動車パレード＞

4月12日大津・高島民商は、18台、19名が参加して大津市内で自動車パレードに取り組んだ。

＜全国一斉無料電話相談活動＞

4月18日、19日に行われた、「コロナ災害を乗り越える いのちとくらしを守るなんでも相談会（全国一斉無料電話相談）滋商連・民商も県労連よりの要請で対応。2日間で4834件（全国で）県内でも137件の相談が寄せられた。

＜全会員へ電話で激励とセーフティネット活用の呼びかけ＞

大津・高島民商では19日朝から事務所に、役員と事務局が集合して、全会員を対象に激励電話行動が行いました。役員も瀬田支部の会員一人一人に「仕事のほうはどうですか？今日は事務所から、会員の皆さんにコロナの影響などお聞きして、なにかお役に立てればと思い電話しています」と話し「資金繰りどうですか？セーフティネット融資制度もあるので、こまったら早めに民商に相談して」と激励。

婦人部長も17日から婦人部員さんへ電話、164名に声をかけ、激励。この電話を受けて事務所に「わざわざありがとう」とのお礼の連絡や「セーフティネットのこと教えてもらったので申し込みたい」との連絡も入っている。

＜緊急のセーフティネット説明会も開催＞

セーフティネット融資の問い合わせの多かった北部地域の会員さんを対象に、急遽19日夕方堅田市民センターにて「認定書」の書き方などの説明会を開催、8名の会員さんが参加されて4名が申し込みされることになった。

滋賀県の第2次補正予算について

節木三千代（県議会議員）

新型コロナウイルス感染が市中に広がる中、PCR検査センターを早急に設置して大量の検査で感染者を見つけ、隔離、治療することが求められています。4月28日の招集会議に提案された県の第2次補正予算には検査体制の強化の予算は含まれていません。5月になってようやく4か所の検査センタ

ーにむけて動き出そうとしています。現在PCR検査は、県衛生科学センターで1日75件にとどまっており、医師が必要と判断すれば、検査ができるよう急ぐ必要があります。

感染症患者を受け入れる医療体制の整備も確保は急務です。実際、病院の来院患者は減少し、病院の収益は大きく減少しています。

そのうえコロナ感染患者を受け入れれば、人員増や感染対策でコストがかかります。一方一般患者が受け入れられないなどの現状もあります。2000 床の感染症病床を整備するというのならば、今回の補正予算は不十分であり、国や県の強力な財政支援が必要です。また、感染症病棟におけるマスク、防護服、フェイスシールド、手袋などの不足も深刻で早く改善されなければなりません。

特措法に基づいて休業要請に協力した事業者に給付する感染拡大防止臨時支援金（総額 24 億円）が創設されました。小規模店で 10 万円、中小企業で 20 万円が給付されることから、県のコールセンターには 3 日間で

3000 件を超える問い合わせがありました。今後、1 回きりにしないこと、対象から外れる事業者にも財政支援すべきであり、家賃、光熱費などの固定費についても財政支援が求められています。

収束のめどが立たないのに計上された「クーポンチケットガイドブック」の作成費 1 億 3 千万円は、時期尚早であり、今は感染対策にあてるべきです。

また県の掲げる「5 分の 1」ルールを実効あるものにしていくため、自粛と一体に補償をおこなうことを国に求めるとともに、県としても最大限の財政支援をすることが求められています。

コロナ禍における滋賀の教育問題

澤豊治（全滋賀教職員組合 執行委員長）

今回の新型コロナウイルス感染問題が教育に与えた影響ははかりしれません。この影響は大別して 3 つあげられると考えます。

一つ目は、教育と政治の関係についての問題です。

2 月 27 日(木)安倍首相は、唐突に現場の声など全く聞くこともせず、3 月 2 日(月)から全国一斉の休校を「要請」という形の実質「命令」を出しました。当然付度した多くの都道府県教育委員会は、ほぼ要請通り一斉に休校に入りました。まさに戦前を想起させる出来事です。

先の 15 年戦争の猛省と教訓から、政治は教育に一切介入しないよう日本の教育行政は再編され、まがりなりにも戦後種々の攻撃はあったものの、この仕組みは堅持されてきました。しかし、橋下大阪府政の時代からこの政治と教育の関係をあからさま

に崩す動きが出てきました。そして安倍政権がそれを国政に広げてきました。今回も、本来であれば学校の設置者がその状況に応じて決めなければならない事柄を、一国の総理大臣が文科大臣にさえ相談もなく要請という形で事実上の命令をだし、各都道府県教育委員会ははじめ各自自治体教育委員会は見事にそれに従ったのです。完全にときの政権の言いなりになった格好となりました。しかしこのことの異常さに、国民の多くは、未だ気づいていないのではないのでしょうか。

二つ目は、このことに関わって、文科大臣から全国各市町村の各校種の学校長まで、教育行政に関わる者の責任感と主体性のなさです。

2 月 27 日(木)現在で、少なくとも滋賀県下でのコロナウイルスの感染者はいませんでした。学校は、全く平穏な状況でした。

にもかかわらず、総理大臣が休校を要請したことに対し、県下のすべての公立学校は、現場へ一言の相談さえ無く、ほぼ無条件でこの要請を受け入れてしまったのです。何の科学的、合理的根拠も示さない総理大臣の要請に従ったということは、まさしく忖度以外の何ものでもない証拠でした。教育行政という特別の行政を預かる者としての自覚と誇りをなげうった行為と言われても仕方のない決定でした。

結果、3月の突然の休校措置は児童生徒の学習活動はもとより精神的にも大きな影響を残すことになりました。

学校では、学級担任を中心にすべての教職員が、学年最後の学習を中心とする学校活動のまとめに入ろうとしていた矢先の突然休校です。授業のまとめはもちろんのこと、学年末のテスト、卒業生を送る会、卒業式、修了式すべてが吹っ飛んでしまいました。本来経験すべき豊かな学びの場を奪われてしまった児童生徒の不安や喪失感は想像以上に大きく、また、そんな彼らの思いに気づいても何もできなかった教職員たちの悔しさや無念さも子どもたちと同じくらいに大きなものがありました。

三つ目は、突如として自宅で子どもたちを見なければならなくなった保護者の負担と戸惑いであり、これは、はかりしれないものがありました。学童保育も限界をとうに超えて事故や、感染がいつ起こってもおかしくない状態で指導員の献身的な保育活動がありました。

新年度を迎え1ヶ月が過ぎた今、文科省は新たにガイドラインを作成し、できるだけ開校を早めるよう求めてきています。しかし今回は、総理大臣の要請では全くなく、あくまでも各自治体教育委員会の責任において開校せよとの通知です。

このような状況の中でまずやらなければならないことは何なのか。今回は、文科省

の要請に慌てて、無計画に開校することがあってはなりません。まずは、PCR検査態勢の充実と医療機関への緊急且つ重点的な財政的保障ができているかを見極めます。併せて外出自粛・休業要請と休業補償とをセットにした対策です。このことにより、保護者が安心して子どもたちと一緒にいることができます。その上で科学的な根拠を持って学校を再開または、引き続き休業が必要かどうかの判断ができるようにすることです。

学校が再開されたらどのように学校を運営するかも、この休校中に管理職を責任者としながらも、教職員ともしっかり合意しておかなくてはなりません。そこで大事になってくるのが、学校の果たす役割です。教科の学習進度や入試までの期間を気にするあまり、教科学習にばかり気をとられ、学校行事や子どもたちの自主的、自治的活動のみを削減してはなりません。学校は、すべての教育活動を通して子ども達の豊かな人格を育む場です。決して、教科の学習だけ、とりわけ進学のためだけの学習をする場が無いことを確認すべきです。まずはこの間、子どもたちがどのような生活を過ごし、何を考え、どんなことを感じたのかを丁寧に聞き取り仲間と交流させることが大切です。そして、日頃の何気ない日常(家族、健康、友達、学校の学びなど)が自分の生活や人生にとってどのようなものであるかを仲間とともに考えさせ、互いの考えや思いを交流させていくことが大切です。そんな中で、改めて、学ぶことの意味、仲間と共に生きることの意味を見つけていくのではないのでしょうか。このような取り組みこそが、この大切な時期を失った彼らがもう一度前向きに、そしてこの出来事を自分の人生の大切な一コマとして位置づけることができる方法だと考えます。

まずは、子どもたちの健康と安全を確保

しつつ、子どもたちの心身のケアと豊かな学びを保障することが何より重要です。そのためには、教職員が安心して目の前の子どもたちにしっかり寄り添える条件整備をすすめることが必要になってきます。間違ってもこのような非常時に、9月新学期制などの導入を安直に取り入れたり、つつ

ま合わせの授業時数確保ありきの学校運営をすべきではありません。

私たちはこのような非常時だからこそ、真理と科学に裏打ちされたしっかりとした方針を持ち社会的責任を果たしていかななくてはならないと考えています。

新型コロナにおける労働運動の課題

山元大造（滋賀県労働組合総連合）

4月18日、19日に行われた全国の「コロナ災害を乗り越える いのちとくらしを守る なんでも相談会」には全国25都道府県で5009件受け付けた。滋賀では両日で延べ7人の相談員が137件の相談に対応した。生活保護受給についての相談は滋賀生健会、事業主の相談に関しては滋商連の助けを求めた。

内容は幅広いが、詳細が出る前であったので10万円の給付金についての問い合わせが最多だった。コロナ以前に進行していた生活基盤の貧困が見て取れる。背景には消費不況からの消費税増、そのうえでのコロナ禍がある。社会保障施策の抑制・削減、新自由主義の台頭、自己責任論の蔓延による影響も感じられた。

労働課題では、主に以下のような相談が寄せられた。

- ・製造業：感染が出た病院にかかっていたら、経営者から来るな、PCR検査を受けて陰性を証明するまで入社するなど。その分の休業補償は5割。
- ・ドラッグストア従業員：労働安全衛生の確保（換気やレジのフィルムなど）がなさ

れていない、客からの暴言・脅迫ともとれる言動に耐えられない。

- ・タクシー運転手：本俸の6割支給。残業がつかず賃金は半分以下に。

- ・技能実習生：休業の指示をされ、賃金が払ってもらえない。本人でなく支援者から。

- ・ホテル清掃：仕事なく休まされている。休業補償はもらえるか。

- ・障害者雇用で清掃：マスクなど着用を強要されるが支給されない。

- ・大型商業施設テナントでバイト：閉店しているが休業補償がされるかわからない。

など深刻な声を聞くことが出来た。相談会以外でも、休業を無休にするなど深刻な声が届いている。

経営者の無知横暴や、労働者と経営者のコミュニケーションが取れていないなど課題がある部分も多くある。「店を閉めなければならぬので休め」というのであれば、その休みとは何を指すのか、賃金がどうなるのかくらい労働者に示すべきだが、それすらない。あまりにも労働者を大切にしない、労働法を遵守しない（そもそも知らない）ことが見える。長時間の残業代を入れ

て、やっと普通の収入になる、という本末転倒の実態。さらには残業代の不払いの蔓延に代表される「労働者の権利を守らなくてもいい」という日本の労働現場の悪しき意識が蔓延している。

もう一つの大きな問題は、日本の労働施策の貧困である。同時に、社会保障などそれ以外の施策の貧弱さも指摘したい。容易に雇用を途切れさせることが出来る非正規雇用を増大させているにも関わらず、失業保険は低額で、雇用の終了の仕方によっては需給まで時間がかかる。賃金の底を決める

最低賃金は地域格差を生み出し、かつ低額に設定されており、企業の体力とは関係を別にし、低すぎる賃金でこき使うことを推奨している。今回のように政府が休業を求める時に迅速に補償できないなど、明らかにそこに生きている「人」を見ない施策設計上の誤りである。

5月1日、私たちは友好団体とともに第91回メーデーを開催した。改めて8時間働いて普通に暮らせる社会の実現、貧困解消と格差是正に取り組むことを確認した。引き続き力を尽くしたい。

新型コロナウイルス感染症対策と滋賀県の社会福祉の現状

清水俊朗（全国福祉保育労働組合滋賀支部）

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、滋賀県でも対策が進められている。これまでも県は、「1/5ルール」の提唱をはじめ、「緊急事態措置」として県内の公共施設や商業施設、個人事業所等への休業要請とそれに伴う新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金の支給、また入院治療のための病床の確保、軽中症者の隔離のためのホテルの借り上げなど対策を行ってきた。その結果、県内では感染者が減少（5/8時点）し、5月11日からは部分的に要請を解除するに至っている。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束するには、まだ時間がかかり、引き続き対策を継続・拡充していく必要がある。

社会福祉施設等に関しては、滋賀県は、国に倣い、「基本的に休止を要請しない施設」と位置付けてきた。そのうえで、保育所や

学童保育所、介護・障害福祉の通所事業所などは市町が実情に応じた対応・要請を行っている。実際には、「基本的に休止」しないが、可能な限り自宅での保育や介護を利用者に要請していて、医療・福祉関係者や公務など社会生活上必要な仕事に関わる親、また自宅での介護が難しい利用者限定して受け入れる形になっている。実際に多くの保育所や学童保育所、サービス等の施設では、利用は減少していて、職員も休業（有休等）や在宅勤務となっている。

その現場の実態はどうかというと、マスクや消毒剤などの衛生資材が足りず、また濃厚接触を避けるために、利用者ひとりひとり距離を置くことや大きな声を出すことを制限せざるを得ない場面も多く、保育所での遊びなど様々なとりくみが制限されている。ある市町の学童保育所では、学校で

子どもたちが机に座って勉強などしているのを、離れて見守ることしかできず、子どもの生活を豊かにして、育ちを支援するといった本来の学童保育実践ができない状況にある。さらに職員も感染リスクが高いだけでなく、自らも感染を媒介する危険があり、常に緊張を強いられながら働いている。そのため、職員からは危険手当の支給を求める声も強く、インターネット上で署名活動なども展開されている。

施設の運営面では、利用者の減少が収入減につながっていく問題がある。保育所や学童保育所では国が基本部分は補填するが、障害福祉や介護施設では代替サービスを提供しなければ報酬が入らず、特に介護分野では通常の報酬より減額されることから、今後の事業の継続が困難になることも予測されている。また、職員に対して、業務量の減少や感染防止のために「仕事を休む」指示が出されるが、その際の補償の在り方

が施設任せになっている。なかには一方的に有給休暇を消化させる違法行為や非正規職員は無給の欠勤とするケースも見られる。これらは、労働者に責任があるのではなく、使用者が判断して休ませているのであって、第1義的には経営者が賃金を払うべきであり、そのうえで社会的に解決すべき問題である。よって必要な財源の補填など、国や自治体の責任が問われる問題だと言える。

以上のように、社会福祉施設は、公共性が高く、細心の感染防止対策を行いながらも、住民の生活を支えるためには、利用者を受け入れていかなければならない。しかし、今述べたように課題も抱えている。また全国では、社会福祉施設でクラスターが発生し死亡者が複数出ている例も少なくない。「福祉崩壊」を招かないためにも、国や自治体による財政支援など対策の強化が求められる。

新型コロナウイルスへの対応～自治体労働組合の視点から～

清水庄次（滋賀自治労連 執行委員長・副理事長）

県は4月17日から5月6日まで「滋賀1／5ルール」を呼びかけ、「業務の優先順位」の基準を示すと共に、リモートワーク環境を用いなくても在宅勤務を認めるなど、過密状態を回避するため執務室の勤務者を8割り削減する踏み込んだ特例措置を取りました。滋賀県職員組合は職員の健康も維持しつつ、県民の命・暮らしを守る体制を堅持するため、「新型コロナウイルス感染拡大による行政機能の崩壊防止のための勤務形態、環境改善等に関する申入書」を当局

に提出していましたが、コロナ関係で直接対応する職場等を除き、職場には係一名程度しか出勤していないというこれまでにない状況となりました。

学校休校に伴い子供の養育のために出勤できない職員に対しては、不可抗力によるものとして特別休暇を非常勤である会計年度任用職員についても適用対象とする対応が取られました。しかし、コロナ対応に当たる保健所、医療機関等では組織内部での応援体制は無論、OB職員にも応援依頼す

るなど非常体制をとっていますが、医療関係専門職など限りある人材の確保がネックとなっています。また、先送りした事業や予算を通常ベースに戻せるのか、担当する業務の執行や今後の業務体制等に職員の不安は尽きません。組合では見直した業務・予算は翌年度以降の大勢に影響させないことや、今年度執行が困難となった事業について県民の理解が得られるようトップが責任を持って対応することも求めています。

県立総合病院では4月16日から新型コロナウイルス感染患者の受入が始まりました。受入に先立ち、病院当局は受入病棟スタッフに対し、「健康リスクのアンケート調査」を実施しましたが、“診療に入ることへの同意”と受け止められるのではとの懸念も広がりました。また、不十分かつ二転三転する当局の方針に、「運用について職員に詳細説明がない」「条件整備もされておらず不安しかない」など多くの相談や不安の声が職員組合に寄せられ、組合では独自に感染防止に関する情報収集にあたり当局に積極的な対応を求めました。医療資材も確保できない状況で、組合が保育園から寄贈されたプラスチックエプロンを病院に提供することもありました。発熱外来の設置やPCR検査の拡大などが大きな課題となっています。

県立大学では、在宅勤務・オンライン授業が制度化されていないことから、緊急事態宣言を受けて5月6日までは在宅勤務を認めることとなりましたが、教職員や学生、地域住民の命と健康を守り、学生の健康権と学習権を守るため、恒常的な在宅勤務とオンライン授業の制度化を求めて、県立大学教職員組合ではネット署名に取り組んでいます。

大津市では職員の感染が11人にまで拡大したことを受け、4月25日から5月6

日までの間市役所本庁を閉鎖し、約1200人の職員を自宅待機としました。新聞では「行政機能停止不安抱え」と報道されましたが、コロナ対応に奮闘する保健所はじめ支所やライフライン関係、保育園、児童クラブなどの保育も続いています。特に前市長が統廃合や窓口時間の短縮が狙われていた36カ所の支所は、市民の反対で市長も変え方針転換させたことから、「大津市に支所があってよかった」との声が市民から寄せられるなど、正に暮らしを支える大きな役割を果たしました。

また、第一種感染症指定医療機関である大津市民病院では、防護服など医療資材も不足するなどスタッフの不安と緊張が続く中、懸命の治療が行われています。現場からの声を受けた大津市労連の要請に応え、滋賀自治労連では防護服を代用するレインコートの提供を呼びかけ、104着の代用品を大津市民病院長に直接届ける一幕もありました。医療職場に医療資材が無いというイタリア等の状況が報道されていたときには「まさか?」と思っていましたが、一ヵ月後には日本の現状となりその状況が続いている現状は、まさに国の無策と言わなくてはなりません。

指定管理職場ではホール・会館等のほとんどが設置者からの指示で休業していますが、特にそこで働くアルバイト職員等について賃金保障がされない問題が起こっています。滋賀自治労連では5月12日に滋賀労働局に要請を行い、勤務日数が特定されていないアルバイト職員等についても事業者が休業日を特定し賃金相当を支払えば、緊急雇用調整助成金の対象となることを確認しています。また、国の助成対象となるかどうかに関わらず、「自粛・休業と補償は一体」の観点で、設置者である自治体当局が指定管理の経営計画などを基準に補償を

行うことが必要です。滋賀自治労連は明るい滋賀県政の会を通じて知事にこうした要求を直接届けると共に、県の市町振興課や市長会、町村会にも動揺の要請活動を行っています。

生活を支えていたバイトが無くなった学生が、退学も検討せざるを得ない状況に追

い込まれていると報道されていますが、自治体職場も含め非正規職員が4割を超えるという雇用の劣化は、雇用と生活のセーフティネットが無い層が膨大である事を示しています。危機対応の中でこそ「誰も取り残さない」対応が求められていることを実感させられます。

【資料】 新型コロナウイルス 県市町の対応状況

県の措置:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/311727.html> を参照

定額給付金の手続き見通し

市 町	オンライン申請		郵送方式	
	受付開始日	給付開始日	受付開始日	給付開始日
大津市	5月13日	今月中	5月22日	6月19日
彦根市	5月1日	5月8日	5月18日	5月27日
長浜市	5月2日	5月13日	5月29日ころ	6月1日
近江八幡市	5月15日ころ	5月29日ころ	5月22日	6月16日
草津市	5月11日	5月22日	5月22日	5月29日
守山市	5月7日	5月22日ころ	5月20日ころ	5月29日ころ
栗東市	5月15日ころ	5月29日ころ	5月15日ころ	5月29日ころ
甲賀市	5月2日	5月22日ころ	5月22日ころ	5月29日ころ
野洲市	5月2日	5月22日ころ	5月22日ころ	5月29日ころ
湖南市	5月2日	5月7日	5月7日	5月22日ころ
高島市	5月2日	5月19日	5月21日	5月27日
東近江市	5月15日ころ	5月29日ころ	5月15日	5月29日ころ
米原市	5月1日	5月8日	5月13日	5月28日
日野町	5月15日ころ	5月29日ころ	5月20日	5月29日ころ
竜王町	5月1日	5月29日ころ	5月20日	5月29日ころ
愛荘町	5月20日	5月22日ころ	5月20日	5月29日ころ
豊郷町	5月1日	5月20日	5月11日	5月20日
甲良町	5月11日	5月22日ころ	5月18日ころ	5月25日ころ
多賀町	5月11日	5月20日	5月11日	5月20日

「大津市に新型コロナ対策を求める有志の会」が市町の担当課に電話で確認したものを一部修正。各市町の諸般の事情で変更の可能性あり。

滋賀県新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援 金支給金額
中小企業等：20万円 + 市町上乗せ分
個人事業主：10万円 + 市町上乗せ分

市町上乗せ分

市 町	市町上乗せ額 (円)		【参考】総支給額 (円)	
	法 人	個 人	法 人	個 人
大津市	売上げの減少率 に応じて、30万円 または20万円		20~50万	10~40万
彦根市	20万	10万	40万	20万
長浜市	0	0	20万	10万
近江八幡市	5万	5万	25万	15万
草津市	10万	5万	30万	15万
守山市	10万	10万	30万	20万
栗東市	10万	5万	30万	15万
甲賀市	5万	5万	25万	15万
野洲市	0	0	20万	10万
湖南市	0	0	20万	10万
高島市	10万	10万	30万	20万
東近江市	20万	10万	40万	20万
米原市	0	0	20万	10万
日野町	20万	10万	40万	20万
竜王町	20万	10万	40万	20万
愛荘町	10万	10万	30万	20万
豊郷町	10万	10万	30万	20万
甲良町	10万	10万	30万	20万
多賀町	10万	10万	30万	20万

市 町	議会での審議予定
大津市	5月18日臨時会
彦根市	5月18日臨時会
長浜市	5月1日臨時会。総額139億円
近江八幡市	5月14日、15日臨時会
草津市	5月13日臨時会
守山市	4月24日臨時会
栗東市	5月11日臨時会
甲賀市	5月1日臨時会。総額139億円
野洲市	臨時会なし
湖南市	5月1日臨時会
高島市	4月27日臨時会、5月14日臨時会
東近江市	5月8日臨時会
米原市	5月1日臨時会
日野町	5月15日臨時会
竜王町	5月13日~6月2日定例会
愛荘町	5月8日臨時会
豊郷町	
甲良町	
多賀町	

草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市の国・県制度への上乗せ措置

国制度 《小規模事業者持続化補助金》 補助率 2/3 以内・上限 100 万円

- 栗東=補助率 2/3 以内・上限 33 万円を上乗せ。
- 守山=1 2 万 5 千円を上限に自己負担の 2 分の 1 を補助。

国制度 《個人事業主支援金》

社会福祉協議会が実施する「個人向き緊急小口資金等の特例」活用し貸付 (上限 20 万円)。

- 栗東=補助率 2/3 以内・上限 33 万円を上乗せ。
- 甲賀=最大 5 万円を上乗せ。

国制度 《生活支援緊急給付金》

社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付の特例」

- 野洲=同制度を申請した人に一世帯 3 万円を支給。

国制度 《子育て世帯への臨時特別給付金》 0 歳から 15 歳 一人 1 万円

- 栗東=国制度に上乗せ 1 人 1 万円。
- 甲賀=国制度に上乗せ 1 人 1 万円。6 月議会で 1 8 歳まで拡大予定。

国制度 《児童扶養手当・就学援助対象者支援》 既存制度活用型

- 草津=児童扶養手当・就学援助受給世帯に児童一人 3 万円を上乗せ。…4879 万円。
- 栗東=児童扶養手当支給のうちひとり親世帯対象に一人 3 万円、就学援助対象 3 万円。
- 野洲=同 一世帯 3 万円及び児童一人 1 万円を上乗せ…

●国制度 《生活支援緊急給付金 住宅支援型》

野洲=生活困窮自立支援法で規定されている住宅確保給付金の対象外であって、住居

喪失の恐れがある方に対して、市が独自に住宅手当を支給 (単身 35,000、2 人 42,000、3 人 46,000 を上限に。但し収入要件あり)

- 守山=同制度の対象外であり、給与等を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にあるもの。なお、当分の間、ハローワークの求職申し込みは不要。原則 3 カ月。支給額は、野洲と同様。

県制度 《臨時支援給付金》…中小企業 20 万円・個人事業主 10 万円。対象限定

- 草津=中小企業 10 万円・個人事業主 5 万円上乗せ。
- 栗東=中小企業 10 万円・個人事業主 5 万円上乗せ。
- 守山=中小企業 10 万円・個人事業主 10 万円上乗せ。
- 甲賀=中小企業 5 万円・個人事業主 5 万円上乗せ。

県制度 《経営力強化補助金》

※経営力補助金：人材育成、働き方改革、新たな販路開拓などの取り組みに対し、1 件あたり最大 50 万円の補助金が県より交付される。(県補助率：中小企業 3 分の 2、小規模事業者 4 分の 3)

- 守山=中小企業には 1 2 万 5 千円上限に自己負担の 2 分の 1、小規模事業者に 1 1 万 1 千円上限に自己負担 3 分の 2

市 町	独自施策
大津市	①事業所税納税義務者のうち中小企業を対象に売上減少率に応じて事業所税資産割額の2分の1または全額を助成(条件あり) ②温泉使用料の免除
彦根市	①保育料の日割り。②上下水道料金の納付相談
長浜市	①事業継続緊急支援金(中小法人等:一律50万円、個人事業者:一律30万円)。子育て世帯への臨時特別給付金(対象児童1人)
近江八幡市	①雇止め、倒産等により、住居の退去を余儀なくされた方に市住提供。②マスクを45万枚購入し、福祉関連施設等に配布 ③0~18歳(3月31日現在)の全てに1人当たり1万円を支給。6月申請開始、7月支給開始。④児童扶養手当受給者世帯を対象に子ども1人当たり1万円を支給。7月支給分から上乗せ。⑤低所得者世帯(準要保護世帯)に対し、1人1万円を学用品費に上乗せして支給。7月支給。⑥その他 会計年度任用職員の緊急雇用、専門技術職等の緊急募集、「近江牛」緊急支援など
草津市	①上下水道料基本料4か月免除。②児扶手、就援世帯支援4879万円。③マスク購入1320万円。④緊急雇用890万円。⑤コロナ対策予備費2億円。⑥住居確保給付金に1056万円(離職、廃業2年以内の対象で3ヶ月分) ⑦離職・内定取り消しされた人を会計年度任用職員として雇用(5名分)…890万6千円 ⑧GIGA構想に基づく小中学生への端末整備費全学年3人に1台…2億7,665万9千円 ⑨中小企業など休業に伴う固定経費の支援費
守山市	①小中学生に図書カード3000円分2686万円 ②介護施設・障害者施設等に機器購入費(1施設10万円) ③内定取消し者の緊急雇用5人分 815万円 ④国「小規模事業者持続化補助金」市独自追加補助上限12.5万円 県「経営力強化補助金」市独自補助上限11.1万円 ⑤「守山市住宅等改修助成制度(住宅リフォーム助成)事業費2010万円 ⑥国保傷病手当 ⑦住宅確保給付金拡充 ⑧雇用調整助成金申請手続き支援補助金(社労士一人10万円200社分)
栗東市	①上下水道・農業集落排水事業で基本使用料を2ヶ月間免除(1回検針分) ②小学生に「小学生新聞」配布…1ヶ月間
甲賀市	①小規模事業者固定費臨時支援金(賃借料の2分の1以内 一月10万円以内、2か月分相当分を上限) ②小規模事業者固定費支援…店舗等の賃貸料の固定費を最大20万円補助…7015万7千円 ③新たな業態による事業継続支援業務…テイクアウトやデリバリーにより飲食事業を継続する事業者に対して、1店舗月額最大10万円を支援(3か月を上限)…2530万円 ④学校休業中における学習支援事業 小中学生にドリルを配布等…1703万8千円。
野洲市	①住民票など郵送利用 ②飲食業者支援に係る商工会への補助金(広告宣伝費用の60%補助)…58万4千円 ③病児・病後児保育料、当面の間無償…17万8千円。
湖南市	①一般家庭の水道料金を無料(7月請求分~10月請求分までの4か月間、一般家庭の水道料金) ②解雇等により住居の退去を余儀なくされた方へ市住提供。
高島市	①地域通貨「アイカ」1人1万円 ②0歳~18歳に1人3千円の図書カード ③住居確保給付金
東近江市	①事業者支援2億 ⑧250万円。検査・医療体制強化(能登川保健センターに発熱外来設置)6000万円。妊婦、0歳子育て世帯に
米原市	①小規模事業者経営支援金 ②小規模事業者減収緩和支援金
日野町	①児童手当町独自支援金給付 一人1万円 児童手当相当分(0歳から18歳)、児童扶養手当上乗せ、要保護・準要保護上乗せ(小中学生)各一人2万円 ②生活支援給付金、大学生10万円、高校生2万円(所得要件あり) ③サージカルマスク 町民へ有償斡旋、医療機関、妊婦などへ配布 ④近江牛支援 ⑤1世帯3000円の商品券、商工会会員へ3万円など商工会への補助
竜王町	
愛荘町	
豊郷町	
甲良町	
多賀町	

※納税・料金などの猶予や国保の傷病手当などは共通施策として実施されているので省略。